

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第69号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3 2 崇仁市営住宅第6 2 棟の項の次に次の1項を加える。

崇仁市営住宅M4棟	101号から106号まで	36,400
-----------	--------------	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の承認の申込みその他崇仁市営住宅M4棟の店舗を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(都市計画局住宅室住宅管理課)